特記仕様書

委託業務名　　都市計画公用図補正（データ化）業務委託
履 行 場 所　　京都市全域
履 行 期 間　　契約日の翌日から令和９年３月１５日まで

第１条
　本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、京都市公共測量作業規程（「作業規程の準則」平成２０年国土交通省告示第４１３号を準用)、「土木設計業務等委託必携（令和８年２月京都市)」によるものとする。
　※京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照
　（http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html）

第２条　電子納品
１　本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編)」（令和６年３月）（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。
　なお、要領に記載のない事項又は疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成すること。
２　成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で１部提出するとともに、製本版１部［報告書（簡易製本）１部、図面（Ａ３縮小版）１部)］と次項に記載の資料１式を納品する。
３　「第５条３（５）:プロッタ出力」において監督職員の承認を得たものにより、次の資料を成果品として提出する。
　⑴ 都市計画公用図（プロッタ出力図面、Ｂ１サイズ、Ｓ＝１：５００）　各１枚　計７枚
　⑵ 都市計画公用図（ＰＤＦ形式、Ｂ１サイズ、Ｓ＝１：５００）　１式
　⑶ データファイル（ＤＸＦ形式及びＳＸＦ形式）　１式
　なお、⑴については、監督職員が指示したサイズに折ったうえで、図面番号を記載したインデックスを貼り、図面裏面に図面番号を記載すること。⑵及び⑶については、電子媒体に保存して提出すること。
４　成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第３条　前払金
　本業務は前金払を行わない。

第４条　提出書類
１　受注者は業務着手に当たり、次の各号に掲げる書類を契約締結後１４日（休日等を含む)以

内に提出し、監督職員の承認を得なければ業務に着手してはならない。

⑴　業務計画書

⑵　主任技術者通知書、担当技術者通知書

⑶　業務工程表

2　業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

⑴　業務概要

⑵　実施方針

⑶　業務工程

⑷　業務組織計画

⑸　打合せ計画

⑹　成果品の品質を確保するための計画

⑺　成果品の内容、部数

⑻　使用する主な図書及び基準

⑼　連絡体制（緊急時含む）

⑽　使用する主な機器

⑾　その他※

※ 第１３２条個人情報の取扱い、第１３３条 安全等の確保及び第１３７条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

第５条　業務の概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

1　作業範囲

作業範囲については、都市計画施設区域を含むこれまで電子化されていない図郭や都市計画道路網の見直しによる廃止区間等を含む図郭を対象とする。

2　作業概要

⑴ 現況平面図データ作成（道路台帳平面図ベース）	N＝７枚
⑵ 現況平面図補足部データ作成	N＝７枚
⑶ 都市計画線データ作成	N＝７枚
⑷ 詳細情報データ作成	N＝７枚
⑸ プロッタ出力	N＝７枚

3　作業内容

⑴　現況平面図データ作成（道路台帳平面図ベース）

本市が貸与する道路台帳平面図（データ化された図面、以下「台帳データ図」という。CAD 図面は AutoCAD 形式）のデータから、現況平面図データを取得する。取得するデータは、道路、河川、田畑、建物等の地形データのみとし、道路幅員等の地形以外の情報は削除する。図面番号は本市の指定する番号に変更する。

また、本作業該当図郭のマイラー図面をスキャニングし、取得した現況平面図データを台帳データ図と整合するよう、図面の四隅で幾何補正を行う。この時、マイラー図面に表現されている既存の都市計画施設の計画線は別レイヤーで作成するため、白塗りで

削除する。

地形データの色合い等については、監督職員の指示を受けることとする。

⑵　現況平面図補足部データ作成

台帳データ図は、河川、田畑、建物等の地形データが道路周辺部（道路より２５ｍ程度）のみとなっている。(1)前段で作成したデータにおいて、都市計画施設の計画線周辺の地形が表示されていない部分に、(1)後段でマイラー図面より取得した現況平面図データを別レイヤーで補足する。

台帳データと補足部データの区別のため、色合い等については、監督職員の指示を受けることとする。

⑶　都市計画線データ作成

(1)後段のマイラー図面より取得した都市計画施設の計画線の位置と番号、幅員について、現況平面図データ上に別レイヤーでデータ化する。この時、都市計画道路の番号が変わっている時は、現在の番号に修正する。

データ化に当たり、隣接図郭との接続及び地形図との位置関係の整合について十分注意すること。また、都市計画道路の廃止等による都市計画線の位置や太さ等に関する修正の必要性については、監督職員と協議を行ったうえで指示を受けることとする。

⑷　詳細情報データ作成

貸与する都市計画公用図より詳細情報データ（窓口対応履歴等）を読み取り、別レイヤーでデータ化する。詳細情報の位置は、対象物と離れすぎず、また他の情報やデータと重ならないように配置する。

詳細情報の文字及び図形については、縮尺１/５００で出力・表示することを想定したサイズを設定する。特殊な丸囲い文字や記号を使用する場合には、監督職員と協議の上、使用する丸囲い文字・記号をルール化する。また、文字及び図形の色について、地形データや都市計画施設の情報と混同しないよう、監督職員から指示を受けることとする。

⑸　プロッタ出力

(1)から(4)で作成したレイヤーを重ね合わせて確認用図面（Ｂ１サイズ各１部、Ｓ＝１：５００）を出力し、監督職員に提出のうえ、確認及び承認を受ける。図面内の地形、都市計画線、詳細情報における誤差等により、監督職員より修正指示を受けた場合は、修正のうえ、再度、確認用図面を出力し、監督職員に提出して確認及び承認を受けること。図面内の地形について、台帳データ図から取得した地形データは黒色、マイラー図面から取得した地形データは緑色、都市計画線は赤色、詳細情報については黒色で出力することとする。

第６条　貸与資料

本業務の実施に当たり、次の資料を貸与するものとする。

受注者は、貸与された資料について責任をもって保管し、紛失、損傷等のないように注意するものとする。各種作業が完了後直ちに返還すること。写しをとっている場合も同様とする。

また、受注者の不注意により費用等が発生した場合は、受注者の負担とする。なお、⑶の貸与

は、開庁時間外のみとする。

⑴ 道路台帳平面図データ（Ｓ＝１：５００、ＡｕｔｏＣＡＤ形式）　1式
⑵ 都市計画施設管理マイラー図（Ｂ１サイズ、Ｓ＝１：５００）　1式
⑶ 都市計画公用図（Ｂ１サイズ、Ｓ＝１：５００）　1式
⑷ その他参考資料

第７条　テクリス

受注者は、契約時又は変更時において、委託料が１００万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから甲にメール送信し、甲の確認を受けたうえで、受注時は契約後、１５日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、１５日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、１５日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は８名までとする。）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に甲に メール送信される。なお、変更時と完了時の間が、１５日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから甲にメール送信し、速やかに甲の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

第８条　打合せ協議

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ１回、成果品納入時の計３回行うものとする。

中間打合せは、点検用公用図提出時に１回行うこととするが、貸与資料の不備等、受注者において予測不可能な事態が生じた場合に限り、監督職員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとし、設計変更の対象とする。

業務着手時及び成果品納入時の打合せは、主任技術者が立ち合うものとする。

第９条　文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第１０条　疑義

受注者は、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、監督職員とその都度協議し、その指示を受けるものとする。また、設計変更に係る事項や関係者との協議に係る事項の処理についても、同様に監督職員と協議し、その指示を受けるものとする

第１１条　検査

１　受注者は、主任技術者立会いのうえ、本市が必要に応じて指示する検査を受けなければならない。なお、検査に要する費用は全て受注者の負担とする。

２　本市による検査の結果、不正確と認められた場合は、修正又は再測のうえ、再度検査を受けるものとする。